

大阪市一般廃棄物収集運搬業（し尿及びし尿を含む汚泥並びにディスポーザ汚泥）

許可事務取扱要領

制 定 平成2年4月1日 環境事業局長決

最近改正 令和6年1月1日 環境局長決

（趣旨）

第1条 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年大阪市条例第4号。以下「条例」という。）及び大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（平成5年大阪市規則第49号。以下「規則」という。）の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の申請、変更の届出、廃止の届出等に係る手続きに關し必要な事項を定め、もって許可事務を円滑に行うことの目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要領における「許可業者」とは、法第7条第1項及び第2項の規定により本市の許可を受けた者をいう。

2 この要領における「担当課」とは、環境局事業部事業管理課のことをいう。

3 この要領における「承認車両」とは、省令2条の2第1号イに定める基準を満たす車両のことをいう。

（事業の範囲）

第3条 この要領で取り扱う一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲は次のとおりとする。

- (1) し尿
- (2) し尿を含む汚泥
  - ア 净化槽清掃汚泥
  - イ 净化槽法対象外し尿净化槽清掃汚泥
  - ウ 建築物地下排水槽（ビルピット）清掃汚泥
- (3) ディスポーザ汚泥
  - ディスポーザキッチン排水処理槽清掃汚泥

（許可申請の種類）

第4条 この要領で取り扱う一般廃棄物収集運搬業に関する許可申請の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法第7条第1項の規定による許可（以下「新規許可」という。）の申請
- (2) 法第7条の2第1項の規定による許可（以下「変更許可」という。）の申請（ただし、事業の範囲の一部を廃止する場合は除く。）
- (3) 法第7条第2項の規定による許可（以下「更新許可」という。）の申請

（許可等の申請）

第5条 新規許可又は更新許可を受けようとする者は、規則第15条第1項に定める事項を記載した一般廃棄物収集運搬業許可申請書（要領様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 使用車両明細（要領様式第2号）
- (2) 従業者名簿（要領様式第3号）
- (3) 収集予定先一覧表（要領様式第4号—1から第4号—5）

2 規則第15条第2項に定める書類及び図面は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 同項第1号に定める定款又は寄付行為については、最新のもので原本証明したものに限る。
- (2) 同項第1号、第7号及び第8号に定める住民票の写し（本籍又は国籍の記載のあるものに限るものとする。  
以下同じ。）
- (3) 同項第2号に定める申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない旨を記載した誓約書（要領様式第5号）並びに申請者（法人である場合には、その役員。なお、役員については、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含むものとする。以下同じ。）、申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年である場合におけるその法定代理人、申請者に政令第4条の7に規定する使用人がある場合における当該使用人及び発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者（以下これらの者を「株主等」という。）がある場合における当該株主等が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- (4) 同項第4号に定める事業の用に供する車両又は船舶の保管場所の位置図及び付近の見取図を記載する車両格納庫（要領様式第6号）及び使用する権利を確認できる書類（申請者の所有地にあっては、土地の登記事項証明書、他者の所有地にあっては、賃貸借契約書、使用承諾書等の使用権利を確認できる書類の写し。  
以下同じ。）

3 規則第15条第2項第9号に定める市長が必要と認める書類及び図面は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 車両写真貼付台紙（要領様式第7号）
- (2) 車両使用承諾書（同項第6号に定める道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項が記載された書面（以下「自動車検査証記録事項が記載された書面」という。）に係る車両の所有者及び使用者が申請者と異なる場合のみ提出を要するものとする。以下同じ。）（要領様式第8号）
- (3) 事務所及び事業場の所在地一覧（要領様式第9号）及び使用する権利を確認できる書類
- (4) 業務経歴書（要領様式第10号）
- (5) 新規許可の申請の場合、事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（要領様式第11号）及び資産に関する調書（根拠資料等の提出を求める場合がある。）（要領様式第12号）並びに法人にあっては税務署へ提出した法人設立届出書の写し、個人にあっては税務署へ提出した個人事業の開業届出書の写し
- (6) 第8条に定める許可申請手数料納付済を証する書類
- (7) 申請者が法人の場合、次に掲げる書類等。
  - ア 株主等の氏名又は名称、住所、当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額及び住民票の写し（株主等が法人である場合には、登記事項証明書）
  - イ 直前3年間（更新許可の場合は直前2年間）の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表
  - ウ 直前3年間（更新許可の場合は直前2年間）の法人税の確定申告書別表1（1）及び別表4の写し（修正申告を行っている場合は、修正申告書別表1（1）及び別表4の写しとし、税額の更正がある場合は更正決定通知書の写しを合わせて添付する。）並びに納付済額を証する書類
  - エ 自動車運転免許書の写し（承認車両を運転する従業員全員）
- (8) 申請者が個人の場合、次に掲げる書類等。
  - ア 直前3年間（更新許可の場合は直前2年間）の個人事業主として申告した所得税の確定申告書第一表及び第二表の写し（修正申告を行っている場合は、修正申告書第一表及び第五表の写しとし、税額の更

- 正がある場合は更正決定通知書の写しを合わせて添付する。) 並びに納付済額を証する書類
- イ 直前3年間(更新の場合は直前2年間)の収支内訳書(表面及び裏面)又は青色申告決算書(1から4ページ)の写し
- ウ 自動車運転免許書の写し(承認車両を運転する従業員全員)
- 4 変更許可を受けようとする者は、規則第17条第1項に定める事項を記載した一般廃棄物収集運搬業事業範囲変更申請書(要領様式第13号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 使用車両明細(要領様式第2号)
- (2) 従業者名簿(要領様式第3号)
- (3) 収集予定先一覧表(要領様式第4号-1から第4号-5)
- 5 規則第17条第2項に定める書類は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 規則第15条第2項第4号に定める事業の用に供する車両又は船舶の保管場所の位置図及び付近の見取図を記載する車両格納庫(要領様式第6号)
- (2) 前号の車両格納庫の記載内容が提出済み車両格納庫の記載内容と異なる場合、その使用する権利を確認できる書類
- (3) 第8条に定める許可申請手数料納付書の領収書の写し
- 6 第1項から前項までに掲げる市長に提出する許可申請書及び書類の部数は、正本1部とする。

(事業に係る変更の届出)

- 第6条 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が、規則第20条第1項に定める事項を変更したときは、記載事項変更届出書(要領様式第14号)のほか、次に掲げる書類を添えて市長に届け出るものとする。
- (1) 規則第15条第1項第1号に定める氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)を変更する場合
- ア 変更内容を証する書類(個人の場合で氏名変更は市町村の氏名変更届出の受理を証明するものの写し、住所変更は住民票の写し、法人の場合は登記事項証明書)
- イ 申請者の印鑑証明書(法人にあっては、その代表者の印鑑証明書)
- ウ 従業者名簿(要領様式第3号)
- エ 申請者(法人にあっては代表者)の自動車運転免許書の写し(承認車両を運転する場合に限る。)
- (2) 規則第15条第1項第3号に定める事務所及び事業場の名称及び所在地を変更する場合
- ア 事務所並びに事業場の所在地一覧(要領様式第9号)
- イ 事務所並びに事業場に係る使用する権利を確認できる書類
- ウ 法人の場合、登記事項証明書
- (3) 規則第15条第1項第5号に定める作業に従事する者の氏名、住所及び担当業務を変更する場合
- ア 従業者名簿(要領様式第3号)
- イ 自動車運転免許書の写し(承認車両を運転する場合に限る。)
- (4) 規則第15条第1項第8号に定める収集予定先の氏名又は名称、住所又は所在地並びに収集月量及び契約料金月額の見込みを変更する場合
- ア 収集予定先一覧表(要領様式第4号-1から第4号-5)
- (5) 規則第15条第1項第9号に定める申請者が未成年者(営業に関し成年者と同一の能力を有しない者に限る。)である場合の法定代理人の氏名及び住所を変更する場合
- ア 住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- イ 従業者名簿(要領様式第3号)(法定代理人が本市一般廃棄物収集運搬業務に従事する場合に限る。)
- ウ 自動車運転免許証の写し(承認車両を運転する場合に限る。)

(6) 規則第15条第1項第10号に定める申請者が法人である場合の役員の氏名及び住所を変更する場合

ア 登記事項証明書

イ 新役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

ウ 従業者名簿（要領様式第3号）

エ 役員変更の決定経緯が記載されている取締役会議事録等

オ 自動車運転免許証の写し（承認車両を運転する場合に限る。）

(7) 規則第15条第1項第11号に定める申請者に政令第4条の7に定める使用人がある場合で使用人の氏名及び住所を変更する場合

ア 住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

イ 従業者名簿（要領様式第3号）

ウ 自動車運転免許証の写し（承認車両を運転する場合に限る。）

2 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が、規則第20条第2項に定める事項を変更しようとするときは、記載事項変更承認申請書（要領様式第15号）に次に掲げる書類を添えてあらかじめ市長に届け出て、承認を受けなければならない。

(1) 規則第15条第1項第4号に定める事業の用に供する施設の種類及び数量を変更する場合

ア 承認車両の代替又は増車の場合、使用車両明細（要領様式第2号）、収集予定先一覧表（要領様式第4号—1から第4号—5）（収集予定先が新規増加した場合のみ該当する様式を提出）、車両格納庫（要領様式第6号）、当該車両に係る車両写真貼付台紙（要領様式第7号）及び自動車検査証記録事項が記載された書面並びに車両使用承諾書（要領様式第8号）

イ 承認車両の減車の場合、使用車両明細（要領様式第2号）、車両格納庫（要領様式第6号）、減車車両に係る車両承認証（規則第3号様式）及び投入許可証（要領様式第16号）

ウ 承認車両の登録番号（ナンバープレート）の変更の場合、使用車両明細（要領様式第2号）、車両格納庫（要領様式第6号）、当該車両に係る車両写真貼付台紙（要領様式第7号）、登録番号変更前及び後の自動車検査証記録事項が記載された書面、車両使用承諾書（要領様式第8号）及び投入許可証（要領様式第16号）

(2) 規則第15条第1項第6号に定める収集及び運搬の方法並びに作業計画を変更する場合、変更内容を記した書類

（臨時使用車両等）

第7条 承認車両が故障や検査等により使用できない場合など、承認車両以外の車両を臨時に使用する必要があるときは、使用の前日までに臨時使用車両承認申請書（要領様式第17号）に当該車両の自動車検査証記録事項が記載された書面を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による臨時使用車両について、その使用を承認する際には、臨時使用車両承認証（要領様式第18号）を担当課において交付するものとする。

3 前項の臨時使用車両承認証の交付を受けた許可業者は、当該車両を使用する際、運手席のダッシュボード上に同承認証を掲げなければならない。

4 第2項の臨時使用車両の交付を受けた許可業者は、次の各号いずれかに該当するときは、当該承認証を市長に返納しなければならない。

(1) 臨時使用車両承認証の有効期限が満了したとき。

(2) 承認車両が使用できる状態になったとき。

(許可申請手数料)

第8条 条例第32条第1項第1号から第3号に定める一般廃棄物収集運搬業の許可申請手数料の徴収は、大阪市会計規則第116条で定める様式の納付書（大阪市会計規則第3号様式）によるものとし、納付書は担当課が発行するものとする。

(標準処理期間)

第9条 この要領に定める一般廃棄物収集運搬業の許可申請において、当該申請書等の受理から許可等の適否に係る決定までに必要な処理期間はおおむね90日間とする。ただし、申請内容に不備があった場合や申請者の状況について特に詳細に審査する必要がある場合には、さらに期間を延長することができる。

(実地調査等)

第10条 許可等の適否に係る決定にあたっては、書類による審査のほか、次に掲げる事項について実地調査等（照会調査を含む。）を行う。ただし、更新許可及び変更許可の申請に係る実地調査については、その一部を省略することができる。

- (1) 申請者に関すること。
- (2) 収集運搬車両の整備状況に関すること。
- (3) 収集運搬車両の車庫の状況に関すること。
- (4) 事務所又は営業所並びに従業員に関すること。
- (5) 許可申請書（添付書類を含む。）記載事項と実情との相違の有無。
- (6) 事業実施にあたり法令の規定に違反する事実の有無。
- (7) 申請手数料の納付状況
- (8) 環境衛生上、市長が必要と認める条件。
- (9) その他、市長が必要と認める事項

(許可証等の交付)

第11条 規則第22条第1項に規定する車両承認証を交付された車両について、投入許可証（要領様式第16号）を交付する。

- 2 前項の車両承認証及び投入許可証の交付を受けた許可業者は、当該車両を使用する際、運手席のダッシュボード上に車両承認証及び投入許可証を掲げなければならない。
- 3 規則第20条第2項の規定により許可申請書記載事項の変更を承認したときは、記載事項変更承認証（要領様式第19号）を交付する。

(不許可)

第12条 この要領に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可申請に対して、不許可と決定した場合には、不許可理由書（要領様式第20号）により申請者に通知する。

(事業の休廃止及び再交付に係る届出)

第13条 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が、規則第23条に規定する事業の休廃止の届出を行う場合は、一般廃棄物収集運搬業の休廃止届出書（要領様式第21号）により届出なければならない。

- 2 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が、許可証又は車両承認証を紛失し、滅失し、き損し又は汚損したときは、直ちに一般廃棄物収集運搬業の許可証又は車両承認証の再交付申請書（要領様式第22号）に当該許可書又は承認証（き損又は汚損の場合のみ）を添えて市長に届け出なければならない。なお、紛失の場合、紛

失した許可書又は承認証が発見されたときは、発見された当該許可書又は承認証を直ちに返納しなければならない。

3 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が、投入許可証を紛失し、滅失し、き損し又は汚損したときは、投入許可証再交付申請書（要領様式第23号）に当該許可証（き損又は汚損の場合のみ）を添えて市長に届け出なければならない。なお、紛失の場合、紛失した許可証が発見されたときは、発見された当該許可証を直ちに返納しなければならない。

#### （台帳の保管）

第14条 担当課は、一般廃棄物収集運搬業者台帳（要領様式第24号）を作成し、整理保管する。

#### （雑則）

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、環境局長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成2年4月1日から実施する。

#### 附 則（平5. 4. 1）

この取扱要領は、平成5年4月1日から実施する。

#### 附 則（平16. 4. 1）

この取扱要領は、平成16年4月1日から実施する。

#### 附 則（平17. 4. 1）

この取扱要領は、平成17年4月1日から実施する。

#### 附 則（平19. 4. 1）

この取扱要領は、平成19年4月1日から実施する。

#### 附 則（平21. 4. 1）

この取扱要領は、平成21年4月1日から実施する。

#### 附 則（平23. 4. 1）

この取扱要領は、平成23年4月1日から実施する。

#### 附 則（平24. 8. 8）

この改正要領は、平成24年8月8日から実施する。

#### 附 則（令元. 5. 1）

この改正要領は、令和元年5月1日から実施する。

#### 附 則（令6. 1. 1）

1 この改正要領は、令和6年1月1日から実施する。

2 この要領による改正後的一般廃棄物収集運搬業（し尿及びし尿を含む汚泥並びにディスポーザ汚泥）許可事務取扱要領第5条第3項第2号、第6条第2項第1号ア、同号ウ、第7条、要領様式第2号及び要領様式第17号の規定（以下この項において「各改正規定」という。）の適用については、当分の間、各改正規定中「書面」とあるのは、「書面又は道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）附則第5条若しくは第6条第2項に規定する自動車検査証の写し」とする。

一般廃棄物収集運搬業許可申請書

年 月 日

大阪市長様

(1) 申請者 住 所 (〒 — )

名称または屋号

氏名 (代表者名)

(印)

連絡先電話番号

FAX番号

連絡先電子メールアドレス

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条  第1項  第2項 の規定により、次のとおり申請します。

(2) 事業の範囲

(3) 事務所 名称

及びの所在地

事業場 電話番号

(4) 事業の用に供する施設 (使用車両) の種類及び数量

種類	小型車 (2.0t以下積)	中型車 (2.1t~4.0t積)	大型車 (4.1t以上積)	合計
台数	台	台	台	台

※使用車両は、吸込車に限る

○なお明細は、使用車両明細 (要領様式第2号) 、車両格納庫 (要領様式第6号) のとおり

(5) 従業者の氏名、住所、生年月日及び担当業務

○従業者名簿 (要領様式第3号) のとおり

(6) 収集及び運搬の方法並びに作業計画

・収集及び運搬の方法

・作業計画

(収集先、月量等)

(搬入先、搬入品目)

(その他)

(7) 収集予定先

○収集予定先一覧表（要領様式第4号）のとおり

(8) 法定代理人の氏名・住所（申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合。なお、法定代理人が法人の場合、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びにその役員の氏名、住所）

ふりがな 氏名	住 所	法人の場合役職名

(9) 政令使用人の氏名・住所等（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人がある場合）

○従業者名簿（要領様式第3号）のとおり

(10) 支店がある場合の支店長の氏名・住所

氏 名	住 所

## 使 用 車 両 明 細

申請者名：

(注)・各車両の自動車検査証記録事項が記載された書面及び写真を添付すること。

- ・使用車両は吸込車に限ること。

## 従業者名簿

申請者名:

氏名		現住所	生年月日	区分				職種			法定代理人	政令使用人
				事業主	役員	従業員	臨時	事務員	運転手	作業員		
				契約事務	集金事務	一般事務						
(フリガナ)	男	(フリガナ)	昭 平	・ ・								
	女											
(フリガナ)	男	(フリガナ)	昭 平	・ ・								
	女											
(リガナ)	男	(フリガナ)	昭 平	・ ・								
	女											
(フリガナ)	男	(フリガナ)	昭 平	・ ・								
	女											
(フリガナ)	男	(フリガナ)	昭 平	・ ・								
	女											
(フリガナ)	男	(フリガナ)	昭 平	・ ・								
	女											
(フリガナ)	男	(フリガナ)	昭 平	・ ・								
	女											
(フリガナ)	男	(フリガナ)	昭 平	・ ・								
	女											
(フリガナ)	男	(フリガナ)	昭 平	・ ・								
	女											
(フリガナ)	男	(フリガナ)	昭 平	・ ・								
	女											
(フリガナ)	男	(フリガナ)	昭 平	・ ・								
	女											
(フリガナ)	男	(フリガナ)	昭 平	・ ・								
	女											

(注) 一般廃棄物収集運搬業に従事する者（役員、法定代理人を含む）を全員記入すること。

区分、職種欄に○をつけること。ただし、1人が2以上の業務を行っている場合は主たる業務に○、補助的な業務に○を付けること。

(区分欄の「臨時」は、正規雇用していないアルバイト従業員の場合が該当する。)

事業主は代表者の氏名を最上段に記入すること。

## 収集予定先一覧表「し尿（多量排出事業者・仮設トイレ）」

〔大阪市 区〕

申請者名：

## 「净化槽清掃污泥」一覽表

〔大阪市 区〕

申請者名：

## 収集予定先一覧表 「浄化槽法対象外し尿浄化槽清掃汚泥」

〔大阪市 区〕

申請者名：

## 収集予定先一覧表「建築物地下排水槽（ビルピット）清掃汚泥」

〔大阪市 区〕

申請者名：

## 収集予定先一覧表 「ディスポーザ汚泥」

〔大阪市 区〕

申請者名：

## 誓 約 書

年 月 日

大阪市長様

住所（所在地）

名称または屋号

氏名（代表者名）

印

私は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号に規定する欠格条項に該当しない者であり、許可条件等に違反する不正行為の事実が判明した場合は、許可取消しを含むいかなる処分に対しても一切異議の申し立てをしないことを誓約します。

## 車両格納庫

申請者名 :

1. 所在地

2. 名称

3. 面積  $m^2$

4. 格納車両番号


5. 附近の見取図

N

4

※車両格納庫を使用する権利を確認できる書類を添付すること

要領様式第7号  
車両写真貼付台紙

申請者名	
車両番号	

前面	<p>カラープリントサービス版 しっかりとのり付けしてください。 (デジタル写真貼付可)</p>
側面	<p>カラープリントサービス版 しっかりとのり付けしてください。 (デジタル写真貼付可)</p>
備考	

## 車両使用承諾書

年 月 日

大阪市長様

住所（所在地）

名称または屋号

氏名（代表者名）

印

私儀所有の車両の使用を、下記のとおり承諾いたします。

なお、該当車両について、万一事故発生の際には、その責任は下記の者に負わせます。

記

1. 車両番号

2. 使用者

3. 使用目的 大阪市域内的一般廃棄物の収集運搬  
(大阪市承認車両として使用)

4. 使用期間 年 月 日から 年 月 日の間

## 事務所及び事業場の所在地一覧表

申請者名 :

本店及び支店（個人にあっては住所等）、その他、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬に係る契約を締結する権限を有する者をおく事務所等を全て記載してください。

事務所及び事業場の名称	所在地	電話・FAX番号

添付書類：事務所及び事業場の所在地付近の見取図

## 業 務 経 歴 書

申請者名 :

年 月 日	業 務 経 歴	
一般廃棄物処理業の許可の有無 (有の場合は市町村名)	有 [	] 無

(注) 申請業務に関連するもののみ記入

## 要領様式第11号

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

申請者名 :

内訳	金額 (千円)
事業の開始に要する 資金の総額	
土地	
事務所	
収集運搬車両	
自己資金	
借入先	
(借入先名)	
その他	
増資	
事業開始又は継続に要する新たな資金の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
新たな資金を必要としない場合の理由	

## 資産に関する調書

年 月 日現在

申請者名 :

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車両			
その他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			

要領様式第13号

一般廃棄物収集運搬業事業範囲変更申請書

大阪市長 様

年 月 日

(1) 申請者 住 所 (〒 — )

名称または屋号

氏名 (代表者名)

印

連絡先電話番号

FAX 番号

連絡先電子メールアドレス

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により次のとおり申請します。

(2) 許可の年月日及び許可番号

年	月	日	許可番号	第	号

(3) 変更の内容

(4) 変更の理由

(5) 変更に係わる事業の用に供する施設の種類及び数量 (使用車両は、吸込車に限る)

種類	小型車 (2.0t以下積)	中型車 (2.1t~4.0t積)	大型車 (4.1t以上積)	合計
台数	台	台	台	台

○なお明細は、使用車両明細（要領様式第2号）、車両格納庫（要領様式第6号）のとおり

(6) 変更予定年月日

年 月 日 予定

(7) 収集予定先

○収集予定先一覧表（要領様式第4号—[1] [2] [3] [4] [5]）のとおり

記載事項変更届出書

年 月 日

大阪市長様

住所(所在地)  
(名称)  
氏名(代表者名)

印

年 月 日付一般廃棄物収集運搬業許可を受けた事項を、次のとおり  
変更しましたので、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持  
に関する規則第20条第1項の規定により、次のとおり届出します。

記

1 変更年月日

2 変更事項

3 理由

○ なお上記記載内容に必要な書類は、別紙添付書類のとおり

記載事項変更承認申請書

年 月 日

大阪市長様

住所(所在地)

(名称)

氏名(代表者名)

印

年 月 日付一般廃棄物収集運搬業許可を受けた事項を、次のとおり  
変更したいので、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に  
関する規則第20条第2項の規定により、次のとおり申請します。

記

1. 変更予定年月日

2. 変更事項

3. 理由

○ なお上記記載内容に必要な書類は、別紙添付書類のとおり

## 投入許可証

番号	
業者名	
投入期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
投入物	
車種	(大・中・小)型車
車両番号	
最大積載量	kg

この車両は、廃棄物処理法第7条の規定による一般廃棄物の収集のため使用される車両であり、当該用務に使用中の場合大阪府道路交通規則第2条の7第3項第6号に基づき  
**駐車禁止の規制及び時間制限駐車規制の対象から除かれる車両である**

根拠法令 大阪府道路交通規則第2条の7 (駐車禁止の規制等の対象から除く車両)  
 第3項 法第4条第2項の規定により道路標識等による法第45条第1項の駐車禁止の規制並びに法第49条の3第2項及び第4項並びに第49条の4の時間制限駐車規制の対象から除く車両は、次の各号に掲げるものとする。  
 第6号 廃棄物処理法第6条の2又は第7条の規定による一般廃棄物の収集のため使用される車両で当該用務に使用中のもの。

## ※注意

これは収集業務の性格上、例外的に認められたものであり、収集行為の伴わないものや逸脱した行為があった場合は適用されない。

大阪市長

## 注 意 事 項

- 1 投入者は、関係法令及び本市の指示に従うこと。
- 2 施設の器物を破損しないように注意すること。破損した場合は速やかに損害を賠償すること。
- 3 投入物の検査を受けるときは、投入者は協力すること。
- 4 投入の際は、本市及び処理施設の職員の指示に従うこと。
- 5 投入時間は次のとおりとする。ただし、施設の維持管理で変更する場合がある。

9:00 ~ 16:00

- 6 投入禁止物
  - (1) 大阪市域外から排出されたもの。
  - (2) し尿及びし尿を含む汚泥並びにディスポーザ汚泥以外のもの。
  - (3) 油脂等施設の維持管理上、支障をきたすおそれのあるもの。
  - (4) 土砂、がれき等の異物が混載されており、適正な処理が困難と思われるもの。
- 7 流注場及び処理場において投入する際、本許可証を運転席のダッシュボード上に掲げること。
- 8 上記各号に違反した場合、投入を禁止する。

臨時使用車両承認申請書

年 月 日

大阪市長様

住所(所在地)

(名称)

氏名(代表者名)

(印)

事業の用に供する車両について、臨時使用する車両がありますので、次のとおり申請します。

1. 使用目的

臨時増車 代車 (いずれかを囲むこと)

※他の本市一般廃棄物収集運搬業許可業者の承認車両は使用できません。

2. 承認車両

車両番号:

3. 使用期間: 年 月 日 ~ 年 月 日

4. 臨時車両

(1) 車両番号:

(2) 最大積載量: Kg

(3) 車種: (大・中・小)型車

(4) 所有者: 本人・本人以外( )

(5) 自動車NOx・PM法における適合: 適合・非適合・経過措置中

5. 理由

故障 事故 継続検査 法定点検

その他( )

※該当するものを囲むこと。

※申請は自動車検査証記録事項が記載された書面を添付のうえ、環境局事業部事業管理課まで提出し、承認を受けてください。

発行日 年月日  
発行番号 第号

## 臨時使用車両承認証

番号	
業者名	
承認期間	年月日から 年月日まで
投入物	
車種	(大・中・小)型車
車両番号	
最大積載量	kg

この車両は、廃棄物処理法第7条の規定による一般廃棄物の収集のため使用される車両であり、当該用務に使用中の場合大阪府道路交通規則第2条の7第3項第6号に基づき  
**駐車禁止の規制及び時間制限駐車規制の対象から除かれる車両である**

- 根拠法令 大阪府道路交通規則第2条の7（駐車禁止の規制等の対象から除く車両）  
第3項 法第4条第2項の規定により道路標識等による法第45条第1項の駐車禁止の規制並びに法第49条の3第2項及び第4項並びに第49条の4の時間制限駐車規制の対象から除く車両は、次の各号に掲げるものとする。  
第6号 廃棄物処理法第6条の2又は第7条の規定による一般廃棄物の収集のため使用される車両で当該用務に使用中のもの。

## ※注意

これは収集業務の性格上、例外的に認められたものであり、収集行為の伴わないものや逸脱した行為があった場合は適用されない。

大阪市長

## 注 意 事 項

- 1 投入者は、関係法令及び本市の指示に従うこと。
- 2 施設の器物を破損しないように注意すること。破損した場合は速やかに損害を賠償すること。
- 3 投入物の検査を受けるときは、投入者は協力すること。
- 4 投入の際は、本市及び処理施設の職員の指示に従うこと。
- 5 投入時間は次のとおりとする。ただし、施設の維持管理で変更する場合がある。

9:00 ~ 16:00

- 6 投入禁止物
  - (1) 大阪市域外から排出されたもの。
  - (2) し尿及びし尿を含む汚泥並びにディスポーザ汚泥以外のもの。
  - (3) 油脂等施設の維持管理上、支障をきたすおそれのあるもの。
  - (4) 土砂、がれき等の異物が混載されており、適正な処理が困難と思われるもの。
- 7 流注場及び処理場において投入する際、本許可証を運転席のダッシュボード上に掲げること。
- 8 上記各号に違反した場合、投入を禁止する。

記載事項変更承認証

大阪市指令環境事第　　号  
年　　月　　日

住所（所在地）  
(名称)  
氏名（代表者名）

大阪市長　　印

年　　月　　日付で申請のあった一般廃棄物収集運搬業許可にかかる記載事項の変更について、　　年　　月　　日付大阪市指令環境事第　　号の許可条件により申請のとおり承認する。

## 不許可理由書

年 月 日

様

大阪市長

印

年 月 日付で申請のあった一般廃棄物収集運搬業  
( ) 許可申請書について、次の理由により不許可とする。

記

### 1. 不許可の理由

### 2. 教示

- (1) この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大阪市長に対して異議申立てをすることができます。（なお、通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
- (2) この処分について不服がある場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この通知を受けた日（異議申立てをしたときは、決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は、大阪市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日（異議申立てをしたときは、決定の日）から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

一般廃棄物収集運搬業  休止  廃止 届出書

年 月 日

大阪市長 様

住所 (所 在 地)

(名 称)

氏名 (代表者名)

(印)

一般廃棄物収集運搬業の  全部  一部 を  休止  廃止 したいので、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第23条の規定により、次のとおり届出します。

記

1.  休止  廃止 の年月日

2. 事業の範囲

3. 理 由

---

---

---

4. 委託者の措置

○ 別紙添付書類のとおり

一般廃棄物収集運搬業  許可証  車両承認証 再交付申請書

年 月 日

大阪市長 様

住所 (所 在 地)  
(名 称)  
氏名 (代表者名)

印

次のとおり  許可証  車両承認証 を  紛失  滅失  き損  汚損 したので  
大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第25条  
第2項の規定により再交付を申請します。

記

1. 車両番号及び当該証書番号

2. 理由

投入許可証再交付申請書

年 月 日

大阪市長 様

住所 (所 在 地)

(名 称)

氏名 (代表者名)

印

次のとおり投入許可証を  紛失  滅失  き損  汚損 したので再交付を申請します。

記

1. 車両番号及び当該証書番号

2. 理由

## 一般廃棄物収集運搬業者台帳

NO.

住 所	
業 者 名	
氏 名	
許可証発行番号	
許 可 年 月 日	
許 可 期 限	
営業開始年月日	

## 1. 許可条件

年 月 日から  
 期 間  
 年 月 日まで

## 種 別

区 域 大阪市全域

## 2. 適 用

## (1) 収集車両等

単位：台

	小型車	中型車	大型車	計
	~2.0t積	2.1t~4.0t積	4.1t積以上	
吸込車				
その他				

## (2) 人 員

単位：人

	事業主	役 員	作業員	計
常 用				
臨 時				

## (3) 職 種

単位：人

事務員			運転手	作業員	計
契約事務	入金事務	一般事務			